

利根町長 様

申請者

印

利根町NET119緊急通報システム利用登録申請書

利根町NET119緊急通報システムの利用に係る登録事務取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

住所			
フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名		生年月日	年 月 日
電話番号		血液型	RH型
FAX番号			A B O型
			+ ・ - A ・ B ・ O ・ AB
メールアドレス			
コミュニケーション手段	<input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> あり（等級： 級）（番号： ） （障がい名： ） <input type="checkbox"/> なし（状態等： ）		
緊急連絡先 （親族，協力者，通勤， 通学先等）	氏名又は名称	関係	電話番号，メールアドレス等
よく行く場所	名称	住所・所在地	
病歴	病名等	病院等	
※受付欄		※経過欄	

備考 1 のある欄は、該当するにレ点を記載してください。血液型の欄は、該当する血液型を○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

利根町NET119緊急通報システム利用条件規約

- 1 利根町NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の目的は、聴覚機能、言語機能等に障がいがあり、音声による緊急通報が困難である方が、スマートフォン、携帯電話等の通信機器（以下「インターネット端末等」という。）のインターネット機能を利用して、稲敷広域消防本部に緊急通報するためのサービスです。目的以外の使用はしないでください。
- 2 NET119を利用するには、利用可能であるインターネット端末等を所持し、かつ、インターネット接続サービスを利用している必要があります。
- 3 NET119のサービスは、この利用条件規約のもとで提供されるものであり、あらかじめ定められた機能を超えて、利用者が望む全てのサービスの実現を保証するものではありません。
- 4 対象者は、利根町内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する方となります。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受け、聴覚の障がいその他の事由により音声の聞き取りが困難な者
 - (2) 手帳の交付を受け、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいその他の事由により会話が困難な者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者
- 5 NET119は、登録制のサービスです。NET119緊急通報システム利用登録申請書を利根町福祉課の窓口へ提出して登録してください。
- 6 次の各号のいずれかに該当する変更があった場合は、速やかに窓口で変更手続きを行ってください。
 - (1) 利用登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
 - (2) NET119の利用を中止するとき。
 - (3) 利用するインターネット端末等を交換したとき。
- 7 町外に転出するときは、利用中止の手続きをしてください。この場合において、その転出先が稲敷地方広域市町村圏内の市町村（牛久市、稲敷市、阿見町、龍ヶ崎市、河内町、美浦村）のときには、新居住地で新たに登録手続きをしてください。
- 8 NET119の登録及び利用に伴う通信費用は、利用者の負担となります。
- 9 登録及び利用を開始するには、NET119からのメールを受信する必要があります。迷惑メール対策等の設定をされている場合は、設定内容によってはNET119からのメールを受信することができませんので、メールが受信できるよう設定してください。
- 10 メンテナンス等のため、試験メール及び通知メールを送信する場合があります。
- 11 NET119による緊急通報が受け付けられると確認メールが届きます。確認メールが届かない場合は、別の手段で緊急通報してください。また、詳細な内容を確認するためにメール及びチャット機能を使用して連絡をすることがありますので、通報後は、緊急車両が到着するまで絶対に電源及び通信を切らないでください。
- 12 インターネット通信は、遅延等が発生する可能性があります。
- 13 NET119は、次の理由により利用することができない場合があります。利用できない場合は、別の手段で緊急通報してください。
 - (1) NET119の保守点検、不具合その他やむを得ない理由により停止する場合
 - (2) インターネット回線の通信状態に障害等がある場所にいる場合

- 14 音声による緊急通報の可能な方が周囲にいる場合は、音声による緊急通報の依頼を優先してください。
- 15 GPS機能によって得られる位置情報は、測位環境により誤差が生じるため、外出先から緊急通報する場合は、可能な限り現在地が特定できる情報（住所、近くにある目印、目標物等）を入力して送信してください。
- 16 絵文字の使用はしないでください。
- 17 緊急連絡先には、必要に応じて昼夜を問わず連絡する場合があります。
- 18 登録された個人に関する情報（以下「個人情報」という。）は、当サービス提供の目的に限って取り扱われ、稲敷広域消防本部で利用するほか、必要に応じて関係機関（救急搬送先の病院、警察等）に提供することがあります。
- 19 利用者が個人情報の削除を求めた場合であっても、コンピュータシステムのバックアップに伴い保存された個人情報については、削除を求めた日から削除までに最長1か月程度かかる場合があります。

年 月 日

上記内容について、承諾します。

住 所
氏 名

印